地域社会の課題解決を目指すちいさな企業新事業応援補助金　共同事業協定書

（目的）第１条　この協定は、地域社会の課題解決を目指すちいさな企業新事業応援補助金の

企業間連携促進枠における共同事業(以下「本共同事業」という。）を遂行す

るため、実施主体となる小規模事業者が、双方、協同・連帯して効果的に取

組むことを目的として締結するものとする。

（名称）

第２条　この協定書に基づく企業連携体は「地域社会の課題解決を目指すちいさな企業新事業応援補助事業企業連携体」(以下「本連携体」という。)と称する。

（代表者および構成員）第３条　本連携体は以下の企業により構成するものとし、（代表企業名）を代表者とす

る。

（１）代表事業者

住所

　　　　商号または名称

　　　　代表者名

（２）連携事業者

住所

　　　　商号または名称

　　　　代表者名

（事業実施の責任）

第４条　本連携体は、代表事業者および連携事業者が実施する役割、内容を予め明確にした上で、本共同事業を遂行するものとし、遂行に関して連帯して責任を負うものとする。

（解散の時期）

第５条　本連携体は、本共同事業が採択に至らなかった場合は、同日をもって解散

するものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第６条　当連携体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各　　構成員は、第４条によりその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）第７条　この協定書に定めの無い事項については、本連携体を構成する小規模事業者

の協議によって定める。

上記のとおり共同事業契約を締結したので、その証拠として本協定書を連携企業それぞれが保有するとともに、１通を滋賀県へ提出するものとする。

令和　年 　月 　日

代表事業者

住所

　　　　商号または名称

　　　　代表者名

連携事業者

住所

　　　　商号または名称

　　　　代表者名